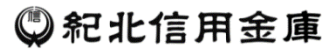


お客さま 各位



「インボイス制度」にかかる当金庫の対応について

令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

紀北信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまが当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、その手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書(インボイス)に基づいて、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫は、インボイス制度の開始に伴い、下記のとおり対応致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1.当金庫登録番号

T 2 1 9 0 0 0 5 0 0 3 8 3 7

2.営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまからの申出に応じて従来より交付している「手数料領収書」「振込手数料受取書」等にインボイスの要件を具備し、交付いたします。

3.自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替等によりお支払いいただいている各種手数料については、お客さまからの申出に応じて、インボイスの要件を具備した「インボイス管理票(DM)」を作成し、郵送いたします。

なお、郵送による「インボイス管理票(DM)」の交付をご希望される場合は、店頭窓口にてお手続きが必要となります。

4.ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機で発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

それに伴い、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんのでご了承願います。

以上